

11 ゲートボール場

(単位：円)

運動施設名等 使用区分	妙円寺中央公園ゲートボール場	吹上浜公園ゲートボール場
	1時間につき	
1面	50	50

12 弓道場

(単位：円)

運動施設名等		吹上浜公園弓道場
使用区分		1時間につき
専用使用	児童・生徒	130
	上記以外の者	190
一部使用	児童・生徒	1人につき 20
	上記以外の者	1人につき 30

13 相撲場

(単位：円)

運動施設名等	吹上浜公園相撲場
使用区分	1時間につき
児童・生徒	60
上記以外の者	130
照明施設	50

備考

- 小学生未満の未就学児の使用料(ロッカー使用料を除く。)は、無料とする。
- 専用使用とは、施設等を大会、講習会、試合等で独占使用することをいう。ただし、附属設備及びトレーニング室を除く。
- 一部使用とは、専用使用以外の使用をいう。
- 児童・生徒とは、小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数がある場合において、当該端数が、30分以下であるときはこれを30分とし、30分を超え1時間未満であるときはこれを1時間とする。この場合において、当該使用時間の端数を30分としたときの使用料は、この表及び備考1から備考4までにより算定した額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)とする。
- 使用時間の延長は、30分単位でできるものとし、使用料は、備考5の例により算定するものとする。
- 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

- 8 使用者が入場料を徴収する場合の項がない運動施設において、使用者が入場料を徴収する場合（これに準ずる場合を含む。以下同じ。）の使用料は、当該運動施設の使用区分ごとにそれぞれ使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 9 備考8において規定するこれに準ずる場合とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 会費を徴収して入場させる場合
 - (2) 会員制度により会員を招待して入場させる場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券(名目のいかんにかかわらず、これに類するものを含む。)を発行して入場させる場合
 - (4) 入場整理料等の名目で料金を徴収する場合
- 10 使用者が日置市に住所を有する者でない場合の使用料は、この表及び備考1から9までにより算定した額に、100分の150を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)とする。ただし、プール使用料を除く。
- 11 使用者が入場料を徴収する場合は、この表及び備考1から10までにより算定した額に、入場料総収入の100分の10を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)を当該使用料に加算して徴収する。
- 12 既設の電気設備以外の電気設備を使用する場合は、この表及び備考1から11までにより算定した額に、電気料金に相当する額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)を加算して徴収する。